

上越市水防計画 各章の概要 (平成31年2月修正)

第1章 総則

- (1)概要 計画の目的の他、用語の定義、防災関係機関等の責任、津波における留意事項、安全配慮等を記載。
- (2)ポイント 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画作成の義務化、浸水被害軽減地区の指定、予想される水災の危険の周知、公用負担により損失を受けた者への損失の補償、緊急通行により損失を受けた者への損失の補償、大規模氾濫減災協議会の設置、河川管理者の責任（水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言）を追記。

第2章 水防体制

- (1)概要 水害・土砂災害時及び津波災害時の、警戒待機体制、災害警戒本部、災害対策本部の体制を記載。
- (2)ポイント 市地域防災計画の修正内容を反映。

第3章 重要水防箇所

- (1)概要 堤防の決壊等の危険が予想されるとして河川管理者が設定している重要水防箇所を記載。
- (2)ポイント 河川の重要水防箇所は堤防の整備状況等により河川管理者が毎年見直しを行っているため、H30 重要水防箇所に修正。

第4章 予報及び警報

- (1)概要 気象台が発表する気象警報と津波警報等、河川管理者が発表する洪水予報と水位到達情報等を記載。
- (2)ポイント 情報伝達体制、洪水予報文を最新のものに修正。

第5章 水位等の観測、通報および公表

- (1)概要 河川管理者の水位観測所、通報系統、水位の公表のほか、雨量観測所を記載。
- (2)ポイント 字句修正。

第6章 気象予報等の情報収集

- (1)概要 気象庁、国土交通省及び県のHP等、気象予報、雨量、河川の水位及び波高等の情報収集先を記載。
- (2)ポイント ホームページ画面を最新のものに修正。

第7章 ダム・水門等の操作

- (1)概要 ダム及び樋門の操作及び連絡系統を記載。
- (2)ポイント 修正事項なし。

第8章 通信確保

- (1)概要 災害発生時の通信確保や、庁舎停電時の対応等を記載。
- (2)ポイント 修正事項なし。

第9章 水防施設及び輸送

- (1)概要 水防倉庫、水防資器材及び非常の際の輸送の確保を記載。
- (2)ポイント 水防資材数を最新に更新。

第10章 水防活動

- (1)概要 消防団の水防配備、巡視、警戒の他、住民等の避難に関する事項を記載。
- (2)ポイント 緊急通行を反映する他、市地域防災計画の修正内容を反映。

第11章 防災関係機関の相互協力体制

- (1)概要 河川管理者の協力、県や他市町村、消防機関への応援要請及び自衛隊への災害派遣要請等を記載。
- (2)ポイント 河川管理者の責任を追記する他、市地域防災計画の修正内容を反映。

第12章 費用負担と公用負担

- (1)概要 水防に要する費用の負担者及び水防に必要な時の公用負担（必要な土地の一時使用等）を記載。
- (2)ポイント 公用負担について、県水防計画の修正内容を反映。

第13章 水防報告等

- (1)概要 市から県への水防概要報告及び水防活動実施報告について記載。
- (2)ポイント 県水防計画の修正内容を反映。

第14章 水防訓練

- (1)概要 消防団による水防訓練や、津波避難訓練を記載。
- (2)ポイント 県水防計画の修正内容を反映。

第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保等のための措置

- (1)概要 水防法に基づく洪水及び津波の浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の避難確保等を記載。
- (2)ポイント 浸水被害軽減地区の指定、予想される水災の危険の周知について追記する他、市地域防災計画の修正内容を反映。

第16章 水防協力団体

- (1)概要 民間の水防協力団体の指定や業務内容、消防団等との連携について記載。
- (2)ポイント 県水防計画の修正内容を反映。